

京都市消防局訓令甲第8号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防装備規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市消防局長 折坂 義雄

第17条第2項ただし書中「規定する」の右に「緊急自動車を運転する」を加える。

別表第1中 「

ポンプ車

」 を 「

ポンプ車
消防救急車

」 に,

「

器材搬送車
資器材補給車

」 を 「

資器材搬送車
器材搬送車

」 に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第12条関係)

受験する級別	受験資格	
	経過年数	受けている運転免許
1級	2級の認定を受けた日から3年	大型自動車免許
2級	3級の認定を受けた日から3年	大型自動車免許、中型自動車免許又は限定中型自動車免許
3級	普通自動車免許（平成19年6月1日以前に受けた普通自動車免許を含む。）を受けた日から2年	大型自動車免許、中型自動車免許、限定中型自動車免許又は普通自動車免許

- 備考1 受験資格の欄の運転免許は、第一種運転免許又は第二種運転免許を示す。
2 限定中型自動車免許とは、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第6条に基づき限定条件が付された中型自動車免許をいう。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成19年6月2日から施行する。

(消防局警防部装備課)